大崎地域を世界農業遺産へ

vol.9　里地・里山の保全と大崎耕土の恵み⑤「大崎耕土の食文化」

　大崎地域の人々は、恵まれた大崎耕土で農業を営む一方、厳しい気候にも立ち向かってきました。

　風雪に耐え、大切に育んだ豊かな農産物を余すことなく活かすため、発酵食、保存食が根付き、「生きるための食」だけでなく、「楽しみの食」や「儀礼の食」としての豊かな食文化が育まれてきました。

　米を中心にした和食（ご飯、みそ汁、おかず一品、漬物）はもちろん、季節ごとの食材と組み合わせて食す「もち料理」、みそや漬物に代表される「発酵食」、凍み豆腐などの凍結乾燥を用いた「食料保存技術」、伝統的な技法による「酒造」、米の代用食として生まれたはっとなどの「小麦粉料理」、ドジョウやヌカエビなどの「水田や里地里山の恵み」を食するなどは、わたしたちの生活にしっかりと引き継がれています。

　寒冷地帯の厳しい農業環境、生活環境において育まれてきた豊かな食文化は、未来へ残していきたい大切な大崎耕土の宝です。

【問い合せ先】産業政策課世界農業遺産推進室　23-2281　sangyo@city.osaki.miyagi.jp

市長コラム　天・地・人

震災５年・発展的復興へ！

　東日本大震災から５年がたちます。

　国は、阪神大震災の経験を生かし、復興のための特別措置法の制定、復興増税などによる財源の確保、権限を集約した復興庁の設置などで、復旧・復興を後押ししました。

　本市は、内陸部最大の被災地ですが、市民の協力、全国からの激励、国・県の支援を受け、速やかに復旧を進めることができ、ライフラインやインフラ、旧有備館主屋の復元を最後に、公共施設の復旧も完了しました。

　同時に、震災の教訓から学び、安全・安心なまちづくりを進めてきました。

　学校と公共施設の耐震化はすべて完了。一般木造住宅の耐震化も80・４％へ。災害拠点病院として市民病院本院を開設。災害公営住宅１７０戸整備完了。デジタル防災行政無線整備事業も間もなく完了。広域防災拠点整備事業にも着手しました。

　そして、いよいよ震災復興計画仕上げの発展期です。

　創造的な復興を実現するため、地方創生を推し進め、笑顔あふれる大崎を創生していきます。

　安定的雇用を図るため、新たな工業団地の整備や、内発型産業の振興を進めます。

　また、ささ結や世界農業遺産登録により、一層のブランド力を高めると共に、観光資源に磨きをかけ、交流人口、移住人口の拡大を図ります。

　新図書館建設をはじめ、中心市街地復興まちづくり事業を推進します。

　コンパクト＆ネットワークのまちづくりを推進するため、小さな拠点整備や道路網、公共交通網の整備に取り組みます。

　震災から５年、「真の豊かさ～連携と協働による大崎の創生」「内陸の復興モデル」を実現してまいりましょう。

大崎市長　伊藤　康志

国民健康保険の届け出はお早めに!

　春は、就学・就職・転入・転出など、異動の多い季節です。国民健康保険の届け出が必要になった時は、14日以内に、忘れず手続きを行ってください。

保険給付課国民健康保険担当　23-6051

離職した人は健康保険が変わります

　退職などで勤務先の健康保険をやめた人は、次のいずれかにより、公的医療保険に加入してください。

① 任意継続被保険者制度を利用する

　継続して２カ月以上、社会保険などに加入していた期間がある人は、社会保険資格喪失後20日以内に届け出をすることにより、これまで加入していた健康保険に最長２年間継続加入できる制度があります。

　保険料や届け出の手続きなど、詳しくは勤務先に確認をしてください。

② 家族が加入する勤務先の健康保険の被扶養者になる

　収入などの基準が異なりますので、詳しくは勤務先に確認してください。

③ 国民健康保険に加入する

　①②以外の人は国民健康保険に加入することになります。

■ 加入の届け出が遅れると

　国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、「加入資格の発生した日」にさかのぼります。

　その期間は保険証がないため、医療機関で受診した医療費は、全額自己負担となる場合があります。

　また、国民健康保険税も、さかのぼって納めることになりますので、早めに加入の届け出をしてください。

社会保険に加入したら

　国民健康保険に加入していた人が、勤務先の健康保険に加入した場合や、家族の健康保険の扶養に入った場合は、国民健康保険をやめる届け出が必要です。

■ やめる届け出が遅れると

　勤務先などの健康保険に加入した後に、国民健康保険の保険証を使用すると、国民健康保険で負担した医療費について、返還を求められる場合があります。また、国民健康保険税と社会保険料などを二重に納めてしまうことになりますので注意してください。

このようなときは届け出を！

次の最寄りの届出先で手続きをしてください。

市民課（市役所本庁舎1階）

各総合支所市民福祉課（市民窓口担当）

鳴子総合支所鬼首出張所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 届け出が必要なときの例 | 必要なもの |
| 国民健康保険に「加入する」とき | 勤務先の健康保険をやめたとき | 資格喪失連絡票、社保離脱証明書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード(または個人番号通知カードなど) |
| 他市町村から転入したとき | 転出先からの転出証明書 |
| 子どもが生まれたとき | 母子健康手帳、出生証明書 |
| 生活保護が廃止されたとき | 生活保護廃止通知書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード(または個人番号通知カードなど) |
| 国民健康保険を「やめる」とき | 勤務先の健康保険に加入したとき | 国保被保険者証、勤務先の健康保険証、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード(または個人番号通知カードなど) |
| 他市町村へ転出するとき | 国保被保険者証 |
| 亡くなったとき | 国保被保険者証、死亡診断書または死亡証明書 |
| 生活保護が開始されたとき | 国保被保険者証、生活保護決定通知書、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード(または個人番号通知カードなど) |
| その他 | 就学で他市町村に転出するとき | 国保被保険者証、在学証明書（または合格通知など） |
| 国保の保険証の紛失などで再発行するとき | 身分を証明するもの（運転免許証、パスポートなど）、世帯主と国保被保険証を再発行する人の個人番号カード(または個人番号通知カードなど) |
| 転居や結婚などで住所や氏名などの記載事項が変更になったとき、世帯を分離や合併したときも、国保被保険者証の変更が必要になりますので、手続の際に国保被保険者証を持参してください。 |

※勤務先の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳も用意してください。

※届け出ができる人は、本人と同一世帯の人です。同一世帯以外の人が届け出をする場合は、本人からの委任状が必要です。なお、届け出に来た人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。